

第11号様式の6 (第5条関係)

高知県 ㊦ 鉱区税領収済通知書 県税

口座番号	加入者
------	-----

事務所	税目	年度	課税番号	期別	申告区分	CD

納税者番号	納区	税額	CD

税額	円
----	---

延滞金額	円
------	---

合計	円
----	---

延滞金を納付するときのみ上欄の延滞金額と合計とを右の字体で記入してください。また、¥は、記入しないでください。

住所
氏名 様

この用紙は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

年度通知書番号	
納期限	年 月 日
実績年月	年 月分

経由機関領収印	受付機関領収印
取りまとめ郵便局 徳島貯金事務センター (取りまとめ局→加入者)	

(送付先：四国銀行事務統括部集中センター)

高知県 ㊦ 鉱区税納付書 (原符) 県税

口座番号	加入者
------	-----

住所
氏名 様

年度通知書番号	
実績年月	年 月分
税額	円
※延滞金額	円
※計	円
納期限	年 月 日

経由機関領収印	受付機関領収印

(送付先：四国銀行事務統括部集中センター)

高知県 ㊦ 鉱区税納税通知書兼領収証書 県税

口座番号	加入者
------	-----

住所
氏名 様

年度通知書番号	
税額	円
※延滞金額	円
※計	円
納期限	年 月 日

上記の税額を最寄りの納付の場所へ納期限までに納付してください。

年 月 日

県税事務所長 印

鉱区登録番号	第 号
課税鉱区面積又は延長	百アール 千メートル
税率 (100アール又は1,000メートルごと。石油又は可燃性天然ガスの鉱区については、この3分の2となります。)	採掘 円 試掘・砂鉱 円
税額算出基礎	月分年税額 円

領収日付印

この領収証書は、納付の証拠となるものですので、大切に保管してください。

(裏面)

課税の根拠	地方税法第178条並びに高知県税条例第3条及び第156条
納期限までに納付しなかった場合の措置	<p>◇ 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント※）の割合を乗じて得た延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、その全額が1,000円に満たない場合は、納付を要せず、また、100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てます。</p> <p>※印は、「平成12年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を適用すること。」を示します。</p> <p>◇ 延滞金を計算する場合、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>◇ 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納処分を受けます。</p>
不服申立て及び取消訴訟に関する教示	<p>1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>（1） 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
納付の場所	